

平成 28 年度 第 1 回 江南市高齢者総合対策懇談会
会議録

| | |
|-------|---|
| 日時 | 平成 28 年 10 月 24 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 3 分 |
| 場所 | 市役所 3 階 第 3 委員会室 |
| 出席者 | 委員長 峰島 厚 副委員長 陸浦 歳之 委員 尾関 涉 兼岩 國太 近藤 直樹 鈴木 智子 竹内 弘行 坪内 三 坪内 利男 永野 静 野田 智子 原 広憲 古田 千恵 堀 耕一 渡部 敬俊 |
| 事務局 | 高齢者生きがい課、健康づくり課 |
| 会議の公開 | 公開 |
| 傍聴者数 | 0 名 |

1 会議次第

- 1 あいさつ
- 2 委員長、副委員長の選任
- 3 議題
 - (1) 第 6 期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について
 - (3) 介護保険及び高齢者福祉実態調査について
- 4 その他

2 会議経過

(事務局)

それでは、本日出席予定の委員がお揃いでございますので、ただ今より、平成 28 年度第 1 回江南市高齢者総合対策懇談会を始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、当懇談会の委員就任を快くお引き受けくださいます、誠にありがとうございます。

席に委嘱状を置かせていただいております。任期は 3 年でございまして、平成 30 年度までの長期間になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

この懇談会では、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に必要な協議及び推

進に関する内容や、その他高齢者対策に必要な事項に関することを協議していただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

1 あいさつ

次第1、市長よりあいさつを申し上げます。

(市長) あいさつ

(事務局)

2 委員長、副委員長の選任

議事の進行などは、江南市高齢者総合対策懇談会設置要綱第5条第2項の規定に基づいて、委員長に行なっていただくこととなります。

委員長、副委員長の選任は、要綱第3条第1項の規定により、委員の互選にて選任されることとなります。事務局より推薦させていただきます。

(委員長、副委員長推薦)

(委員長)

前回から引き継いでということですが、今回の3年の任期では、総合事業をどうするのかという課題と、国で審議されている介護報酬の改定等を受けて、第7期事業計画をどのように策定していくのが課題になってくるのではないかと感じています。委員の皆様方に支えていただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(副委員長)

委員長の元、しっかりと職責を果たしていきたいと思っております。よろしく願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

(事務局)

どうもありがとうございました。

それでは、以降の議事の進行は委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、早速始めたいと思いますが、今回は委員の改選ということですので、各委員の紹介をお願いできたらと思いますので、よろしく申し上げます。

各委員あいさつ、事務局あいさつ

(事務局)

恐れいたしますが、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきますのでよろしくお願いします。

(委員長)

それでは、次第に沿って始めます。

3 議題

(1) 第6期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(委員長)

質問と意見の両方をお伺いしていきますので、何かありましたらどうぞ。

(委員)

6ページ、7ページの地域支援事業の一次予防事業について教えてください。

委託して実施されている一次予防事業は、29年度には継続実施または総合事業へ移行となっています。25年度から28年度の4年間実施してきている中では、同じ方が参加している状況で、本当に受けてほしい人をきちんと精査して、たくさんの方に受けていただけていないという認識です。この点について、今後、市はどのように工夫していくのか考えをお聞かせください。

(事務局)

委員ご質問の内容は、6ページ中段の「お達者！転ばん教室」のことかと思いますが、この教室は3事業所に委託しております。1事業所あたりの定員は20名で、他の教室との重複申し込みは、できるだけご遠慮いただくよう周知しているところですが、大変人気のある教室であり、多数の方が継続的に申し込んで参加していただいている状況です。

平成29年度以降は総合事業へ移行する予定です。この教室は、理学療法士の方を講師に実施しており、専門性が高く、個別に対応が必要な内容であることから、総合

事業へ移行することを考えています。

(委員)

先ほどの質問の補足ですが、去年参加した方が、今年も参加し、次の年も参加するという事になれば、同じ教室のプログラムをできるだけたくさんの方に受けてもらい啓発していこうという目的が、十分達成できないと認識しています。定員の少ない教室であることから、過去の参加状況を考慮して参加者を選定する必要があるのではないかと思いますがいかがですか。

(事務局)

新規の方を募集するような必要性も感じていますが、継続して参加することで現状を維持するという方もみえます。このことから、先着順という申し込み方法をとっています。

(委員)

1 ページですが、今後、75 歳以上の高齢者の伸び率が重要となってきますので、次回から「1 高齢者人口の推移」や「2 第1号被保険者数の推移」は、伸び率の記載もお願いしたい。

また、9 ページ掲載の個別ケース支援部会には、「その事例から地域課題を抽出し」との記載がありますが、具体的にどのような地域課題がありましたか。

(事務局)

伸び率の記載については、次回の資料から記載してまいります。

個別ケース支援部会の地域課題については、高齢者の方の住み替えの問題、認知症になった方の閉じこもりの問題があり、それぞれの内容を関係の部会に対して情報提供し課題解決するよう依頼しました。

(委員)

個別支援部会の他に、各部会が具体的にどのような内容を議論してきたかを、この高齢者総合対策懇談会に明示する必要があると思います。資料からは、その内容が分からない。個々には難しいかもしれないが、重要検討課題として上がった内容の要点を提示していただきたい。

また、15 ページの 3 保健事業 について、訪問指導の中に記載の、管理栄養士による訪問指導の実績が 0 人となっている。昨年度実績も 0 人であったが、その理由は何ですか。

(事務局)

現在、地域課題の重点事項等を、各部会で抽出してまとめているところです。次回からは、少し具体例をお示しできるように準備してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保健事業の、管理栄養士による訪問指導は、7ページ下段に掲載の二次予防事業の教室へ勧奨する際、以前は何件か訪問が必要なケースがありました。現在は、チェックリストの実施方法等が変更となったことから、ほぼ全員の方が二次予防事業の教室へ参加していただけるようになりましたので、管理栄養士の訪問をさらに必要とするケースがなくなったため昨年度の実績は0人となりました。

(委員長)

私の方から、前回の事業計画策定から関係するところと言うと、大きく議論するところは2つあると思います。

1つ目は介護保険料で、抜本的に増額しなくても済んだという結果であったが、現段階では保険財政に問題が生じていないと認識しました。

2つ目は地域包括の担当地域と職員配置について少し検討する余地があるのではないかということがありましたが、この点について、現在の状況はいかがですか。

(事務局)

現在、日常生活圏域は3地域ありまして、地域包括支援センターは3箇所あります。これからの高齢者人口の推移や、地域包括支援センターからの業務報告の内容から、今のところ3圏域から増やすことはしない方向で考えております。しかし、少しずつ地域特性がみられる状況となってきましたので、今後は必要に応じて検討したいと考えています。

(委員長)

それでは、次の議題に移ります。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(委員長)

この議題は大変重要な内容であります。初めて耳にした委員は難しい内容かと思い

ますが、全般的に質問、意見がございましたらどうぞ。

(委員長・続)

私から最初に聞きますが、全般的に、総合事業の対象については、要支援1・2の人と基本チェックリストで、該当者かどうかをみながら、あとは、基本チェックリストの数値ではなく、本人の希望とケアマネジメントで割り振る。ケアマネジメントの単価もそれによって変わるということですね。だから、介護保険のような要介護認定の度合いでお金が変わるのではなくて、基本チェックリストと要支援1・2の中で、どのサービスを使うのかということで、利用料などのお金が変わってケアマネジメントのお金も変わってくるということでしょうか。

それから今のところ、現在の既存事業で総合事業への移行がはっきりしているものについては、全部じゃないけど参入する事業者の数は分かっていると。ただ、新たに展開する事業については、まだ分かっていない。特に協定を結ぶものについては、今後、29年度に移行しながらやっていくというようなところですね。

(委員)

現段階で、基本チェックリストは、市役所と地域包括支援センターが担当するわけですね。現在、モニタリングみたいな形で、基本チェックリストを江南市役所だけでやっている中、どういうことが問題点なのか、分かる範囲で教えて下さい。

(事務局)

今年度から、65歳以上の要介護認定者を除く方への全戸郵送は取りやめにしまして、窓口での受付をしています。8月から開始して、基本チェックリストを受けた方は9人と少ない状況です。本当に生活が困ってみえるのか、ちょっとお体が弱ってみえるのかということ、全戸郵送で把握していた部分もあります。今回、申請制に変更して、本当に必要な人にきちんと周知ができているかが今後の課題かなということを感じております。

9人の内7人が、現在の二次予防事業対象者となっておりますので、本当に困ってみえる方が、新規で来ていただいていると受けとめています。

(委員)

今の7名の方は、地域包括に回して、そちらに行ってやっていらっしゃるんですね。地域包括に回さないといけないですよ、ケアプランで。

(事務局)

そうですね、基本チェックリストに該当するかというところまでは市で選定してい

ますが、その後、どの事業所をお願いしていくであるとか、マネジメント的なものは包括支援センターをお願いしています。

(委員)

それで、地域包括へ回した方がいますか。

(事務局)

今9名の方が基本チェックリストを受けていただいて、7名の方を回しています。

(委員)

回しているのですね。

(委員長)

回しているというのは、要支援1・2で回しているのですか。

(事務局)

いえ、基本チェックリスト該当者です。

(委員長)

該当者で回しているけど、実際はまだ総合事業やっていないわけですね。

(事務局)

そうですね。今のお話は、二次予防事業のお話で…

(委員長)

二次予防事業で使っているという意味ですね。

(事務局)

おそらく来年度も、基本チェックリストの該当になる方は、このような形で申請されるかと思います。

(委員)

そのデータをしっかり取って、出さないといけない。

(委員長)

今の話だと、基本チェックリストで、まだ、必要な人が、このチェックリストで漏れないかどうかというような、量的な試行は、残念ながらされてないってわけだな。

(事務局)

そうですね、今は、移行の年になり申請制に変更したということで、今後は…。

(委員長)

考え方として、基本チェックリストを使わざるを得ないということは分かります。例えば、基本チェックリストの非該当になって、健康な方のサービスを使うことになった人でも、場合によっては、そうでない事業を使う必要がある可能性も出てくるのですが、そのことを、確かめられていない。その辺は、29年度にスタートするけれども、移行をにらんだスタートになることを考慮すれば、基本チェックリストで、健康か、そうでないかという境界線ぐらいのところを、かなり柔軟に対応するような形で、検討する必要がある。希望と合わない場合ですけどね。本当はそういうケースが出てこないということがデータ的にはっきりすればいいですけど、確かめられてないものだから、それは少し柔軟に対応するというので、市の方もいいですか。

(委員)

地域包括支援センターで受付をなぜやらないのか。まずは、市役所だけ、とにかく基本チェックリストをいっぺんやってみようかという、それだけのことなのか。次はどう考えているのか。

(事務局)

今年度は移行時期であり、市役所でやるとしてしています。来年度は、市の窓口及び地域包括支援センターで受付し、基本チェックリストをしていくという方向にしておりますので、対象者の方は少し広がると見込んでおります。

(委員長)

やむを得ないですね。ただ先ほど言いましたように、基本チェックリストで妥当な数字が出るかということについては、ちょっと試されてないから、その境界線に出てきた人たちについては、柔軟に対応しながらやっていくということで、よろしいですかね。たぶん、そこはもめる可能性が出てきますので。

(事務局)

この基本チェックリストの内容につきましては、非常に多くの方が対象になるので

はないかと思込んでおります。そういった窓口、地域包括も、ご利用者様または相談者の方の、十分なマネジメント、相談をしていくと考えておりますので、対象者の方は、今後増えていくと考えております。

(委員長)

いや、今後考えていくのはいいですけど、基本チェックリストで問題になるのは、生活機能の低下が見られる方と自立した生活を送れる方が出てくるでしょう。その辺を数値的にどのような妥当性があるかということについては、市で試行した結果、9人しか実績がないから、分からないわけですよ。だから、そういう人たちの中から、境界線が出てきたら、使える事業がちょっと違ってきますので、そのところは柔軟に対応せざるを得ないと。

だから、生活機能の低下がみられる方は、かなり出るはずですけど、ただ、自立した生活を送れる方も出るんで、その境界線が出た時は、使えるサービスが一般介護予防事業になるところと、そうでないところの差が出ますので、来年度は、状況を見ながら柔軟に対応するというところで、よろしいですか。

(事務局)

状況をみながら柔軟な対応を進めていきたいと考えております。

(委員長)

いいですかね。ですから機械的には対応しない、この点数だからこれは使えないという形には、とりあえずはしないほうがいいだろうと。いいですね。

(委員)

結局、要支援1・2の方は、ADL、身の回りはやれるけど、結局周辺ができないのですよ。IADL、つまり買い物とか外出とか。そういう方を援助しなければいけない。これが基本だと思いますね。

(委員長)

今、言ったような人が出てくるのではないか。そういう人については柔軟に対応するというところで、生活機能はチェックリストでは展開してないかもしれないけど、実はサービスが必要な人が出てくる可能性があるということで、よろしいですか。他ありましたらどうぞ。

(委員長・続)

この協定について、見通しはいかがですか。

(事務局)

今、既存の団体で候補となるようなところにあたっておりますけれども、大体3箇所から5箇所ぐらいあります。協定に参入していただけるかというのは事業所とお話を重ねているのですが、最終的な確認はこれからというところでございます。

(委員長)

保険、事故にあった時、研修など、いろいろなものが出ると思うので、一度に全部ということではなくて、モデル事業を作りながら、という感じで、柔軟に試しながら進めるということで、お願いしたいと思います。最初にやったところで事故が起こったとかになると大変なことになりますので、慎重にやって構わないだろうと思います。

(委員長・続)

他は、よろしいでしょうか。先ほどの議題の、第6期事業計画の推進状況も含めて、戻っていただいて構いません。気づいた点がありましたら、後でも結構ですからおっしゃってください。

それでは、次の議題に移ります。

(3) 介護保険及び高齢者福祉実態調査について

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(委員長)

まだ、内容の修正は可能でしょうか。

(事務局)

この懇談会でいただいた意見により調査票を修正し、アンケートを実施してまいりたいと考えています。

(委員)

もう少し、早く調査票(案)をいただきたかったが。

(事務局)

国から、調査内容が10月第1週に示され、調査票の修正作業をしました。このことにより、調査票(案)の配付が本日となりました。

(委員長)

本日から、1週間くらいは修正が可能でしょうか。その間に、委員の皆さんに内容を確認していただき、意見等があれば事務局に報告していただくということでいかがでしょうか。

(事務局)

ちょうど1週間後の10月31日までにご意見をいただくということで、お願いいたします。

(委員長)

それでは、意見等がある方は10月中に事務局へ報告をお願いします。調査票の最終調整は委員長と事務局に任せていただくということで、ご了承いただきたいと思えます。

(副委員長)

この調査票を作成するにあたり、コンサルタント業者は入っていますか。

(事務局)

コンサルタント業者と委託契約をしており、調査票作成も業者に入っています。

(副委員長)

そのコンサルタント業者は、2年契約で来年度の事業計画策定も行うことになるのか。

(事務局)

単年度契約をしていますので、事業計画策定の委託業者は、来年度改めて契約手続きを行います。

(委員長)

65歳以上の方を対象にした調査票の12ページの間45、総合事業に関連しての内容だと思います。

質問自体はいいと思いますが、高齢者が地域の方に支援してほしいこと、支援でき

ることという、性格の違う内容を同じ質問の中できくのは分かりにくいと感じる。

(事務局)

はい、再考いたします。

(委員)

先ほど、地域包括ケアということをおっしゃってみえましたが、総合事業に関して受け皿の整備には時間がかかるということでした。生活支援コーディネーターは、中学校区単位で考えることとなると思いますが、介護施設、医療機関、NPO法人、支援員等関係者が情報共有するための周知が重要になる中で、どういう方を選任することになるのか。また、選任された後、協議体の設置が必要となると思われるが、協議体がどのように作られるのか。そして、母子健康手帳のように、健康の老人を管理する老人手帳なども考えられると思うが、見通しや方針など、市はどのようにイメージしているか。

(委員長)

議題、(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について の内容に戻りました。

(事務局)

生活支援コーディネーターにつきましては、江南市社会福祉協議会と協議を重ね、委託する方向で考えています。コーディネーターは社会福祉士の方に担っていただくことを予定しています。社会福祉協議会へ委託する理由は、平成15年度から住民の方が自主的に地域の参加者とともに作るふれあいサロンを、平成27年度末現在で22箇所運営している実績があることから、お願いするものです。

協議体につきましては、コーディネーターが地域の団体に入り、共に地域づくりを考えていくメンバーを構成して協議体を作ることを考えてまいります。

(委員長)

まだ、十分に議論されていないということだと思います。当面、生活支援コーディネーターは、協定して進める事業を増やすことが主たる課題です。もちろん、資格要件もあると思いますが、地域の自主的な住民参加型の取り組みをどう活かすのかということから、どういう方を選任するのがいいかが決まると思います。社会福祉協議会に委託するのはいいと思いますが、ただ、どのような考え方で委託するのが重要になると思いますので、この辺りを練っていただきたいと思います。

(副委員長)

生活支援コーディネーターは、市と社会福祉協議会が色々と協議を重ね、総合事業を始めていく中の一つのきっかけとして、来年度に向け、社会福祉協議会に置くことで進めています。先ほど説明があったように、社会福祉協議会は、少なくともありますが、市内で地域ごとの事業を行っています。市が直接、コーディネーターを設置する方法もある中で、社会福祉協議会の下地を踏まえて進めていくことを協議してきました。社会福祉協議会としても、どこまでできるか不安もありますが、現在所属するいろいろな専門職員を充てて体制を整え、一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

市としての基本的なところを抑えておいて、具体化は、既にある地域活動の実績に即して人もつくるということですね。

(副委員長)

そういうベースがあるから、逆に地域に対していろいろな面で働きかけができる。これから自治会の会長や区長の方と十分に話をしていかなければならない。市の方針として機会をつくっていただけるということですので、実際4月から動くことになって、コーディネーターが地域に入ります。まず、そういう下地を作りたいと思います。

(事務局)

生活支援コーディネーターの配置の件ですが、活動については、3圏域の中にコーディネーターが1名ずつ入って地域活動を行っていくことを考えております。

(委員)

先ほどの説明の中では、もう少し小さい範囲だったかと思いますが。

(事務局)

3箇所でございます。

(副委員長)

地域包括支援センターで行うわけですね。

(事務局)

はい、包括圏域です。

(委員長)

実際に、サロン等の活動の実績を活かしながら進めていくので、現在の圏域に合致するということではなくて、圏域を踏まえた中でその辺りは柔軟にやっっていこうということで・・・

(委員)

私見ですが、3圏域だとエリアが広いのではないかと。3圏域でカバーしきれますか。

(委員長)

3圏域に一人ずつでは足りないのではないかとということですが、ぜひこれは検討していただきたい。

(事務局)

3圏域で十分に全体をカバーできるかという点も難しい点もございますが、まずスタートとしては、3圏域ということがございます。

(委員長)

そうすると、次年度の検討課題になるということですね。とりあえず、圏域に一人で実施していける。ただ、それで固定するわけではない。

(委員長・続)

それでは、議題はこのあたりにしおきましょう。

4 その他

事務局、何かありますか。

(事務局)

本年度は懇談会を、あと1回開催する予定で、日程を調整させていただきまして、ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

皆さんの方から何かありましたら、どうぞ。

ないようですので、これをもちまして本日の懇談会を終了します。